



令和7年度「歳末たすけあい援護金」及び「新入学祝金」の申請について

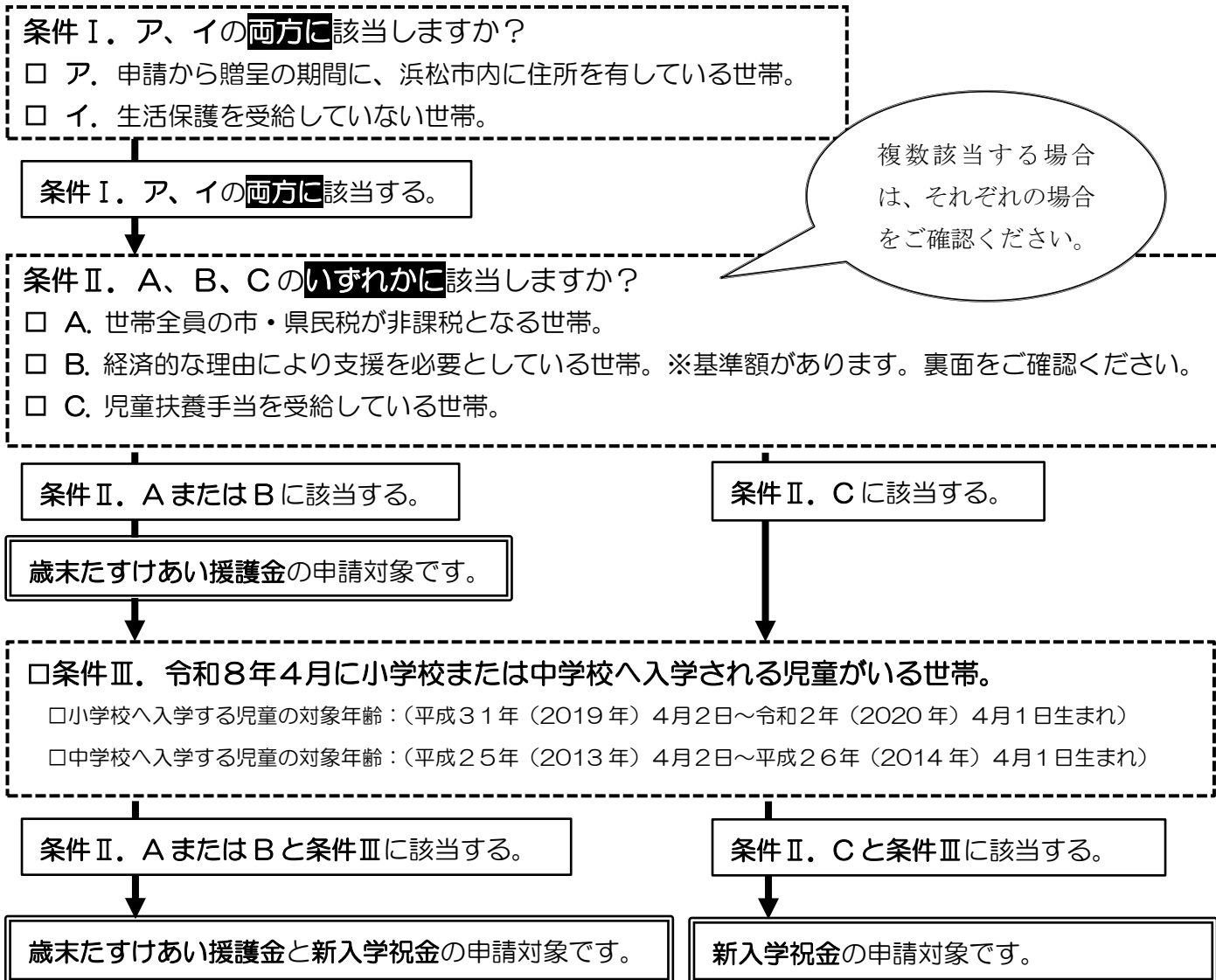
生活に困窮して支援を必要とされる以下の条件に該当する世帯（生活保護世帯を除く）に「歳末たすけあい援護金」、「新入学祝金」を民生委員・児童委員を通じて贈呈します。

申請を希望される方は、ご自身で申請書及び添付書類を提出していただく必要があります。

財源は、共同募金運動の一環として毎年12月1日から行われる「歳末たすけあい募金」とし、多くの地域住民の方からのあたたかい善意により運営されています。

1. 申請の対象となる世帯

以下の図に従い、対象となるかをご確認ください。※該当しない項目がある場合は、対象外です。



申請書類の受付期間：令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）

添付書類に不備がある場合や、受付期間を過ぎたものは受付できません。

2. 条件Ⅱ.「B. 経済的な理由により支援を必要としている世帯」の基準額について

・年間総支給額が基準額以下の世帯が対象です。(生活保護基準額を参考に設定)

家族の人数	基準額	家族の人数	基準額
1人(単身世帯)	1,344,000 円(月額 112,000 円)	6人	4,644,000 円(月額 387,000 円)
2人	2,124,000 円(月額 177,000 円)	7人	5,304,000 円(月額 442,000 円)
3人	2,808,000 円(月額 234,000 円)	8人	5,892,000 円(月額 491,000 円)
4人	3,408,000 円(月額 284,000 円)	9人	6,480,000 円(月額 540,000 円)
5人	3,960,000 円(月額 330,000 円)	10人	7,068,000 円(月額 589,000 円)

<注意事項>

- ・不動産収入や家族等からの援助がある場合は対象外です。
- ・借金（ローン等を含む）による生活困窮の場合は対象外です。

3. 申請書類及び添付書類について

(ア)～(ウ)をご確認の上、必要書類をすべて整えた上、ご提出ください。

(ア) 条件Ⅱ.「A. 世帯全員の市・県民税が非課税となる世帯」で

「歳末たすけあい援護金」の対象世帯の方

☐	①「令和7年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」
☐	② 世帯全員の非課税であることを証明する書類（以下のaまたはbのいずれかひとつ） ☐ a. 市民税・県民税・森林環境税 非課税証明書の写し ※該当年度：令和7年度（令和6年分） ※扶養範囲内の学生は不要 ※非課税の方は、「市民税・県民税・森林環境税 非課税証明書」と出力されます。 ☐ b. 令和7年度特別徴収通知書（介護保険料）の写し
☐	③ 扶養範囲内の学生（高校生、大学生、専門学生等）がいる場合は、学生証の写し(中学生以下不要)
※「新入学祝金」も対象となる場合は、以下の④の書類もご提出ください。	
☐	④ 新入学児童の生年月日が分かる公的機関の証明（健康保険証・乳幼児医療費受給者証など）の写し

(イ) 条件Ⅱ.「B. 経済的な理由により支援を必要としている世帯」で

「歳末たすけあい援護金」の対象世帯の方

☐	①「令和7年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」
☐	② 世帯全員が経済的な理由により支援を必要としていることを証明する書類 (以下のa～cのいずれかひとつ) ☐ a. 直近3カ月（7、8、9月）の収入が分かる書類（給与証明等）の写し (世帯の中に無職などで給与証明書等が提出できない方は、非課税証明書をご提出ください。) ☐ b. (離職され収入が分かる書類がない場合)「離職票」や「雇用保険受給資格者証」の写し ☐ c. (収入が年金のみの場合)世帯全員の「年金振込通知書」の写し
☐	③ 扶養範囲内の学生（高校生、大学生、専門学生等）がいる場合は、学生証の写し(中学生以下不要)
※「新入学祝金」も対象となる場合は、以下の④の書類もご提出ください。	
☐	④ 新入学児童の生年月日が分かる公的機関の証明（健康保険証・乳幼児医療費受給者証など）の写し

(ウ) 条件Ⅱ.「C. 児童扶養手当を受給している世帯」で「新入学祝金」の対象世帯の方

☐	①「令和7年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」
☐	② 新入学児童の生年月日が分かる公的機関の証明（健康保険証・乳幼児医療費受給者証など）の写し
☐	③ 児童扶養手当証書の写し

＜申請にあたっての注意事項＞

・「令和 7 年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」について

- ※ 「世帯」とは、血縁関係に関わらず同一住所・敷地内に住む全員を指します。住民票上世帯分離がされていても同一住所・敷地内に住んでいる場合は同一世帯とします。
- ※ 申請者氏名（世帯主）は、自署にてご記入ください。申請者が身体的な理由等により、申請書へのご記入が困難な場合には、本人の同意があれば代筆者の自署にて申請ができます。
- ※ 審査に関わる事項のため、申請書の太枠内はもれなくご記入ください。
- ※ 「B. 経済的な理由により支援を必要としている世帯」は、収入状況や申請理由をご記入ください。
- ※ 申請書類に関わる内容について、浜松市社会福祉協議会から担当地域の民生委員・児童委員や公的機関に照会をする場合があります。また、必要に応じて、浜松市社会福祉協議会から申請者に連絡する場合があります。
- ※ 申請にかかわる書類は原則お返しできません。
- ※ 書類に不備がある場合は、否決となる場合があります。

・添付書類について

- ※ 扶養範囲内の学生（高校生、大学生、専門学生等）がいる場合は、学生証の写しをご提出ください。中学生以下は、不要です。
- ※ 収入が複数ある場合（年金収入と給与収入等）は、それぞれの収入が分かる添付書類をご提出ください。
- ※ 必要に応じて住民票等の追加書類を求める場合があります。

4. 申請方法などについて

（1）申請書類の入手方法

① 浜松市社会福祉協議会ホームページ（<https://hamamatsu-syakyou.jp/>）

- ・ 申請書類のポルトガル語版、英語版、ベトナム語版についてもホームページにて、入手できます。



② お近くの浜松市社会福祉協議会 地区センターまたは事務所窓口

（2）贈呈金額：歳末たすけあい援護金（一世帯）上限 20,000 円

新入学祝金（児童一人につき） 上限 10,000 円

※ 募金額と贈呈対象世帯数等により変更となる場合があります。

（3）申請書の提出先：裏面「お問い合わせ・提出先」に記載の浜松市社会福祉協議会地区センターまたは事務所までご持参ください。ご持参が難しい場合は、封書にてご郵送ください。

- ※ 郵送の場合は、お住まいの地域の浜松市社会福祉協議会地区センターまたは事務所宛にお願いします。（令和 7 年 10 月 31 日、当日消印有効）
- ※ 住所や宛先等、間違いのないようにご記入ください。
- ※ 郵送上のトラブルに関しての責任は負いかねます。郵便追跡サービスをご利用いただくか、申請書が届いたかどうか、送付先に電話にてご確認をお願いします。

5. 申請書類提出後の流れについて

(1) 申請内容の変更について：申請後に住所や世帯状況などの変更が生じた場合は、すみやかに浜松市社会福祉協議会地区センターまたは事務所までご連絡ください。

※ 世帯状況が変更になった場合は、対象外となる場合があります。

※ 贈呈時に施設入所や入院等で生活拠点が自宅から変更した場合は、対象外です。

(2) 審査・贈呈方法について

- ・贈呈については浜松市社会福祉協議会が審査を行い決定します。
- ・生活保護受給の有無については、浜松市に照会します。
- ・審査により贈呈が決定した世帯には、1 2 月中旬以降に担当地域の民生委員・児童委員を通じて贈呈しますが、地域によって日にちは異なります。
- ・対象外となった世帯には、1 2 月初旬以降に郵送にてお知らせします。

・実施主体：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 担当課：地域支援課（TEL:053-453-0580）

協力：浜松市民生委員児童委員協議会 後援：浜松市

お問い合わせ・提出先（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日祝除く））

区	地区センターおよび事務所		電話番号
旧中区 (三方原地区含む) 旧南区	浜松地区センター	〒432-8035 中央区成子町 140-8 福祉交流センター 1 階	053-453-0553
旧東区	東事務所	〒435-8686 中央区流通元町 20-3 東行政センター 1 階	053-422-3737
旧西区	西地区センター	〒431-0292 中央区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪支所 3 階	053-596-1730
旧北区 (三方原地区除く)	北地区センター	〒431-1305 浜名区細江町気賀 4581 細江介護予防センター内	053-527-2941
	引佐事務所	〒431-2212 浜名区引佐町井伊谷 616-5 引佐支所 2 階	053-542-3486
	三ヶ日事務所	〒431-1404 浜名区三ヶ日町宇志 803 三ヶ日総合福祉センター内	053-524-1514
旧浜北区	浜北地区センター	〒434-0031 浜名区小林 1272-1 ふれあい交流センター浜北内	053-586-4499
天竜区	天竜地区センター	〒431-3314 天竜区二俣町二俣 530-18 天竜保健福祉センター内	053-926-0322
	春野事務所	〒437-0604 天竜区春野町宮川 1330 春野福祉センター内	053-989-1261
	佐久間事務所	〒431-3908 天竜区佐久間町中部 18-11 佐久間支所内	053-965-0294
	水窪事務所	〒431-4101 天竜区水窪町奥領家 2980-1 水窪支所内	053-982-0046
	龍山事務所	〒431-3803 天竜区龍山町戸倉 711-2 龍山保健センター内	053-969-0082